

今後の進め方について

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課

化学物質安全対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の進め方について

概要

- 第27回検討会での議論も踏まえ、とりまとめた中間報告書（案）について令和6年9月～10月にパブリックコメントを実施したところ、合計90件の意見をいただいた。
- パブリックコメントを踏まえた中間報告書（案）を資料1、パブリックコメントでの意見の要旨とそれに対する考え方を資料2に示している。

今後の予定（案）

- ◆ 年明け1月中を目途に
 - とりまとめた中間報告書を厚労省HPにて公表する。
 - 局長通知の発出により、エチルベンゼンの指針値を $3,800\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $370\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定するとともに、その周知を進める。
 - 室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）を定めた課長通知を発出する。
- ◆ また、今後も引き続き、以下の観点等から国内外の情報収集を行い、本検討会等を通じて継続的に議論を行っていく予定。
 - 国内居住環境の実態調査
 - 学術論文等の科学的知見
 - 諸外国や国際機関の動向

室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）のイメージ

通知番号	内容	別添
(1) 平成12年 6月30日付け生 衛発第1093号	①ホルムアルデヒドの標準的測定方法	(別添3)
	②トルエン、o-,m-,p-キシレン、パラジクロロベンゼンの標準的測定方法	
(2) 平成12年 12月22日付け生 衛発第1852号	③エチルベンゼン、スチレンの標準的測定方法	(別添2)
	総揮発性有機化合物の暫定目標値及び測定方法	(別添3)
	室内空气中化学物質測定に関する機器等目録(※1)	(別添5)
(3) 平成13年 7月25日付け医 薬発第828号	④ホルムアルデヒドの標準的測定方法	(別添2)
	⑤トルエン、o-,m-,p-キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの標準的測定方法	
	⑥クロルピリホスの測定方法(暫定版)	
	⑦フタル酸ジ-n-ブチルの測定方法(暫定版)	(別添3)
	⑧テトラデカンの標準的測定方法	
	⑨フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの測定方法(暫定版)	
(4) 平成14年 2月7日付け医薬 発第0207002号	⑩ダイアジノンの測定方法(暫定版)	(別添2)
	⑪アセトアルデヒドの標準的測定方法	
	⑫フェノブカルブの測定方法(暫定版)	

室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）

再構成案
1. 試料採取方法
2. アルデヒド類の測定方法 (ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド)
3. 揮発性有機化合物の測定方法 (トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラデカン)
3.1 第1法 固相吸着－溶媒抽出－ガスクロマトグラフィー／質量分析法
3.2 第2法 固相吸着－加熱脱離－ガスクロマトグラフィー／質量分析法
4. 準揮発性有機化合物の測定方法 (クロルピリホス、フェノブカルブ、ダイアジノン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)
4.1 第1法 固相吸着－溶媒抽出－ガスクロマトグラフィー／質量分析法
4.2 第2法 固相吸着－加熱脱離－ガスクロマトグラフィー／質量分析法
5. 総揮発性有機化合物の測定方法

(※1) 平成30年度の厚生労働科学研究における検討の結果、機器については継続的なアップデートが見込まれることから、標準的測定方法での測定を行うことを前提に、機器等目録について掲載する必要性は低い、との見解が示されている

揮発性有機化合物（VOC）の測定方法のうちの容器採取法、及び機器等目録は適用しないこととし(※2)、新たに「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）」として示す。

(※2) 経過措置として、令和8年3月末までは従前の方法も使用可とする。